

マイナポータルと税理士業務の関わり

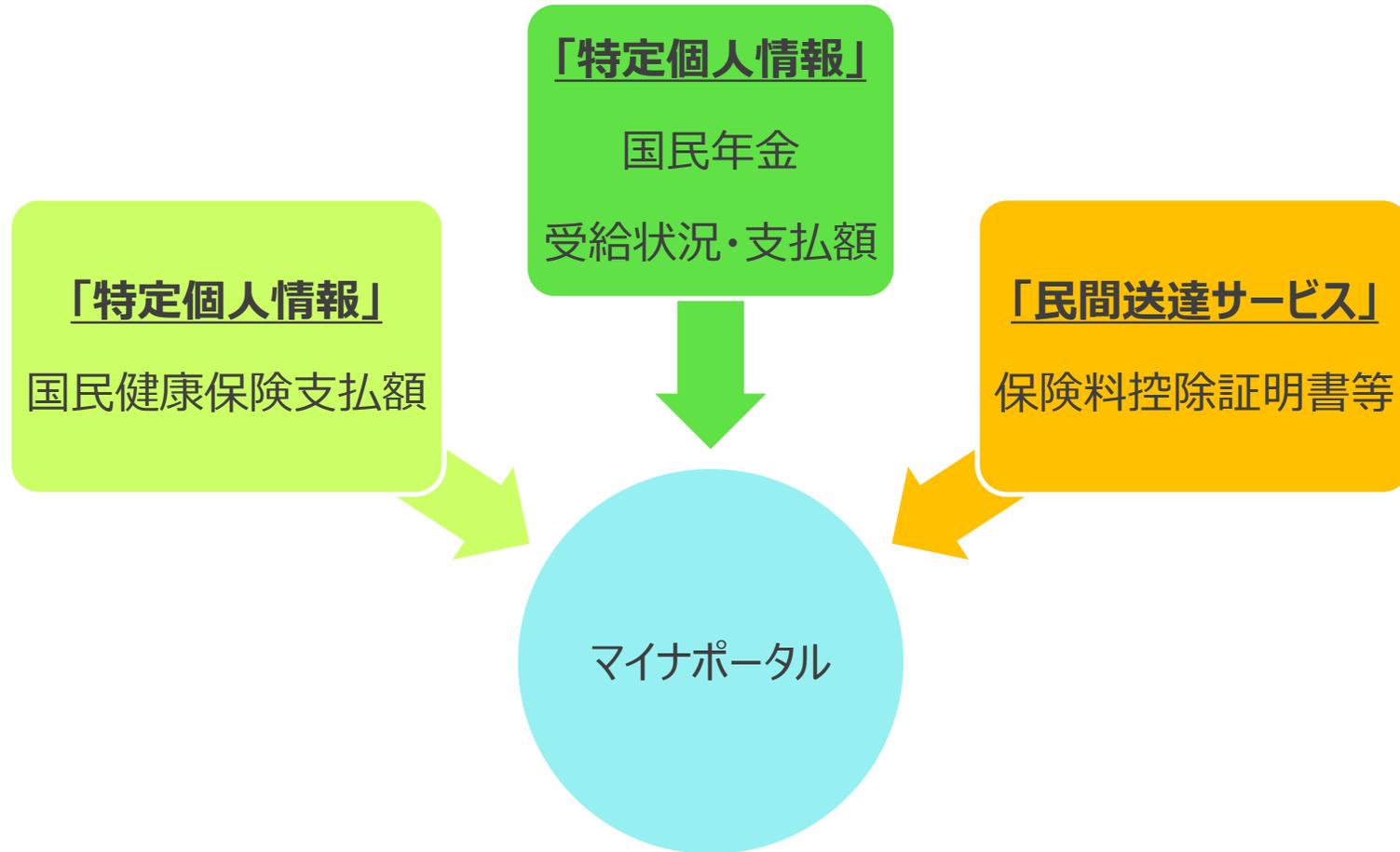
1. マイナポータルの主な機能と税務情報
2. マイナポータルでの代理人設定とその課題
3. 代理人設定の課題を解決するための電子委任状の活用

1. マイナポータル®の主な機能と税務情報

主な機能		税務情報	代理 操作	
①	あなたの情報	行政機関が保有している自分の特定個人情報を確認できる	国民健康保険や国民年金の支払額、年金の受給状況等 ※ 現在未対応	○
②	やりとり履歴	行政機関同士が自分の情報をやりとりした履歴を確認できる	—	○
③	お知らせ	行政機関等からのお知らせを確認できる	—	○
④	もっとつながる	外部サイトを登録することが出来る。登録すると、マイナポータルから外部サイトへのシームレスなログインや外部サイトからの通知をマイナポータルの「お知らせ」で確認できるようになる	e-Taxとの連携 ※ メッセージボックスと「お知らせ」機能の連携は現在未対応	×
⑤	民間送達サービスとの連携	「もっとつながる」機能で登録した外部サイト(行政機関や民間企業等)からの通知をマイナポータルの「お知らせ」で確認できる	保険会社等からの控除証明書等 ※現在未対応	×
⑥	代理人	代理人を登録できる	登録された代理人は本人に代わり①～③の機能を利用できる	—

1. マイナポータルoの主な機能と税務情報【イメージ図】

※ 現在未対応



第16回 税制調査会(平成29年11月20日)において、将来的な課題として、「マイナポータル等で確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し、活用する仕組みの整備」が挙げられる

▶ 税理士も代理人機能を利用し、納税者のマイナポータルから申告に必要な情報を取得する必要があるのではないか

2. マイナポータルでの代理人設定とその課題 (1/2)



1. **納税者と税理士が、相対で**1台のPC・R/W、各々のマイナンバーカードを準備する
2. 納税者が、マイナンバーカードでマイナポータルにログイン
3. 「代理人登録」を選択
4. 代理人となる税理士のマイナンバーカードを登録
5. 代理人名・代理権限の有効期間を入力(最大2年間)
6. **代理を依頼する機能を①「あなたの情報」②「やりとり履歴」③「お知らせ」から選択**
7. **さらに、「あなたの情報」で閲覧を許可する特定個人情報を「一括で全て委任」か「個別に選択し委任」のどちらかから選択する**

課題

- ① 納税者と税理士が相対で操作しなければならない
- ② 80項目以上ある特定個人情報の中から、税務に必要な情報のみを選択する必要がある
- ③ 「お知らせ」の閲覧を代理する場合でも、民間送達サービスを利用した情報は取得することができない(民間保険会社等からの控除証明書等は取得できない)

2. マイナポータルでの代理人設定とその課題 (1/2) 【イメージ図】



2. マイナポータルでの代理人設定とその課題 (2/2)

関係各省庁へ要望

- ① 相対操作に依らない代理人設定機能
- ② 税務に必要な特定個人情報のみを自動で選択できる簡便化策
- ③ 民間送達サービスを利用した情報の代理人による閲覧・取得



- 現在、税理士会の要望を受け、税理士と顧客が遠隔地においても代理人設定が可能となるよう技術的に検討中
- さらに、税理士会にAPIを開放することにより、税理士が代理でアクセスできる顧客の情報を、税理士会において税務上必要な情報に限定できる、というシステムを構築できるようにすること等も検討中

「マイナポータル説明資料」内閣官房番号制度推進室(平成28年7月27日)より引用

3.代理人設定の課題を解決するための電子委任状の活用

「電子委任状の普及の促進に関する法律」の施行(平成30年1月1日)

(背景・目的)

行政手続の電子化が進められる中で、法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録である「電子委任状」の普及を促進することは政府が掲げる「デジタルファースト」の実現に資するものであるとし、基本的な指針を定めるとともに、電子委任状を登録・保管する電子委任状取扱業務の認定制度が設けられた

定義	法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録
主な記載事項	① 委任者に係る事項 ② 受任者に係る事項 ③ 代理権、代理権の制限、委任期間その他の委任内容に係る事項 ④ その他委任者又は電子委任状取扱事業者が必要と認める事項

- 電子委任状は電磁的記録であるため、遠隔での代理権の授受ができる
- 委任内容を柔軟に設定できることから、マイナポータルで必要な情報をあらかじめテンプレート化することで閲覧できる特定個人情報自動的に制限できる
- ➡ 電子委任状の仕組みをマイナポータルと連携させることによって、日税連が想定するマイナポータルの代理権設定ができるため、関係省庁と調整を進めている

3. 代理人設定の課題を解決するための電子委任状の活用【イメージ図】

